

社会福祉法人三国塩原会 役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三国塩原会（以下「この法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程において、役員とは、定款第15条に基づき置かれている理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事長等以外の理事（以下「その他の理事」という。）が理事会に出席したときは、別表により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(理事長等の勤務報酬)

第5条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、業務執行理事のうちで職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

3 その他の理事が理事会及び評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、その他の理事のうちで職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

4 交通費の実費が別表の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が別表の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償の支給)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 役員及び評議員が、法人業務のための出張する場合は、旅費規程を準用する。
- 3 旅費は、実費を支給する。
- 4 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く職務に限り、この規定を適用する。

(役員の職務証跡)

第9条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及びタイムカードの作成に協力する。

(報償及び費用弁償の支給日)

第10条 役員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第11条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

別表

役員報酬の支給日額表

種 別	報 酬 額		費用弁償
	1時間以上4時間未満	4時間以上	
理事会出席報酬等	5,000円	10,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	10,000円	3,000円
勤務報酬	20,000円	30,000円	3,000円